

子どもの 笑顔を守る ために

地域における児童虐待の 防止に向けて

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会

監修
才村 純
(日本子ども家庭総合研究所
ソーシャルワーク研究担当部長)

地域における 児童虐待の防止に 向けて

全保協 児童虐待防止キャンペーン
(3回シリーズ No.3)

児童虐待は子どもの成長・発達に悪影響を与えるばかりか、
時には子どもの命に関わる深刻な問題です。

いち早く発見し、支援の手を差しのべるために、社会全体の協力が
求められています。

あなたは、親への「育児をいつでもお手伝いします」「あなたの子育
てを見守っています」というメッセージの送り手なのです。

● 通告(相談)するにあたって

緊急の場合

今まさに子どもに
深刻な危害が加えら
れているという場合
には、まず警察に連
絡して(110番)子
どもの安全を確保し
てください。



しょう。その際、いつ、誰と、どのよ
うな方法で(電話、面会等)どのよ
うな内容を伝えたかを明記しておい
てください。また、作成した記録
は重要な個人情報ですので、他の
人の目にふれないよう保管するこ
とを徹底してください。



わかる範囲で充分ですが、次のような
情報があれば伝えてください。

- ・虐待されている児童・保護者について
名前、生年月日または年齢、性別、住所、電話番号、
家族構成や職業等家庭の状況等
- ・虐待の恐れがあったのはなぜか
どのようなことを、誰がしているのか、いつごろからか
どのくらいの頻度で、子どもの様子はどうか、目撃し
たことか・聞いたことか(誰からいつ聞いたことか)

人権への配慮

児童虐待に関わっている親子は、
ともに心に深い傷を負っている
場合が多いといえます。
配慮の無い言動や対応
で、親子の心にさらに
傷を負わせることがな
いよう、相手の立場に
充分配慮した対応が求
められます。



他の保護者から相談を 受けたら

通告(相談)について確認しましょう

専門機関に話を伝えてよいか、専門機関から親に直
接連絡をとってもかまわないかなどについて確認しま
しょう。

● 児童虐待防止に向けた地域への働きかけについて

児童虐待は単独の機関だけでは対応が困難な問題です。住民や関係機関など地域全体で防止に取り組む必要
があります。児童虐待を早期に発見しやすい立場にある保育所には、関係機関に働きかけ、地域における児童
虐待の防止に向けて積極的に取り組んでいくことが望まれます。

! 地域の関係機関との 連携を図る

地域には児童相談所、福祉事務所(家庭児童相談
室)、保健所・市町村保健センター、社会福祉協議
会、民生・児童委員、主任児童委員、学校、病院な
どさまざまな関係機関があります。児童虐待への対
応にあたっては、これらの機関が連携してあたるこ
とが重要です。

以下のポイントに留意して、連携を心がけてくだ
さい。

関係者が一堂に会して、認識を共有する

- ・できるだけ多くの関係者を一堂に集める
- ・もっとも危機感をもっている人の意見を尊重する
- ・具体的な対応を中心にして議論をすすめる
- ・役割分担を明確にしてキーパーソンを定める
- ・具体的な対応に関してタイムリミットを定める
- ・タイムリミットがきたら、予定通りに進んでいるかチェ
ックするための会合を持つ

子ども中心に考える

- ・常に子どもの福祉、安全を最優先する



むやみに話さないようお願いしまし
ょう

うわさが一人歩きすると収拾がつかなくなる恐れが
あります。勇気をもって相談に来てくれたことに感謝
の意を示すとともに、専門機関等以外にはむやみに話
さないように協力をお願いしてください。

秘密を守る

- ・会合での資料は極秘とし、管理を厳重にする

連絡のとり方のコツ

- ・最も話しやすい人に連絡をとり、その機関への的確な連
携の仕方を教えてもらう
- ・実際に協力してもらおう人にはできる限り会って話をする
- ・こちらの危機感をポイントを押さえてうまく伝えるよう
に工夫する
- ・連絡したときの記録をとっておく
- ・普段からの連携を心がける

! 市区町村行政担当者との 話し合いを図る

地域への働きかけは、保育所だけで行えることでは
ありません。地域でのネットワークの持ち方、児童
虐待が懸念される家庭への支援、見守りの仕組み
などについて市区町村の行政担当者と話し合うよう
にしましょう。

